

重点整備地区別計画の改定に向けて

1 改定の背景と目的

本区では、平成 27 年度に「文京区バリアフリー基本構想」を策定し、平成 28 年度及び平成 29 年度には、取組を具体化するための「重点整備地区別計画」（以下、地区別計画）を策定しました。

文京区バリアフリー基本構想の目標年次（令和 7 年度）を迎え、さらなるバリアフリー化の促進を図るため、令和 8 年 3 月に文京区バリアフリー基本構想を改定し、「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の目標のもと、おおむね 10 年後の令和 17 年度を目標年次として取組を推進します。また、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次である令和 12 年度には、中間評価を実施することとしています。

文京区バリアフリー基本構想では、区全体に共通するバリアフリー課題や、地域特性を踏まえた構想とするため、文京区都市マスタープランに示す 5 地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区（下図）に設定し、移動等円滑化に向けた配慮事項や、重点整備地区別の基本方針を設定しました。

これに基づき、バリアフリー化を着実に進めるため、令和 8 年度に 5 地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）の地区別計画を改定します。

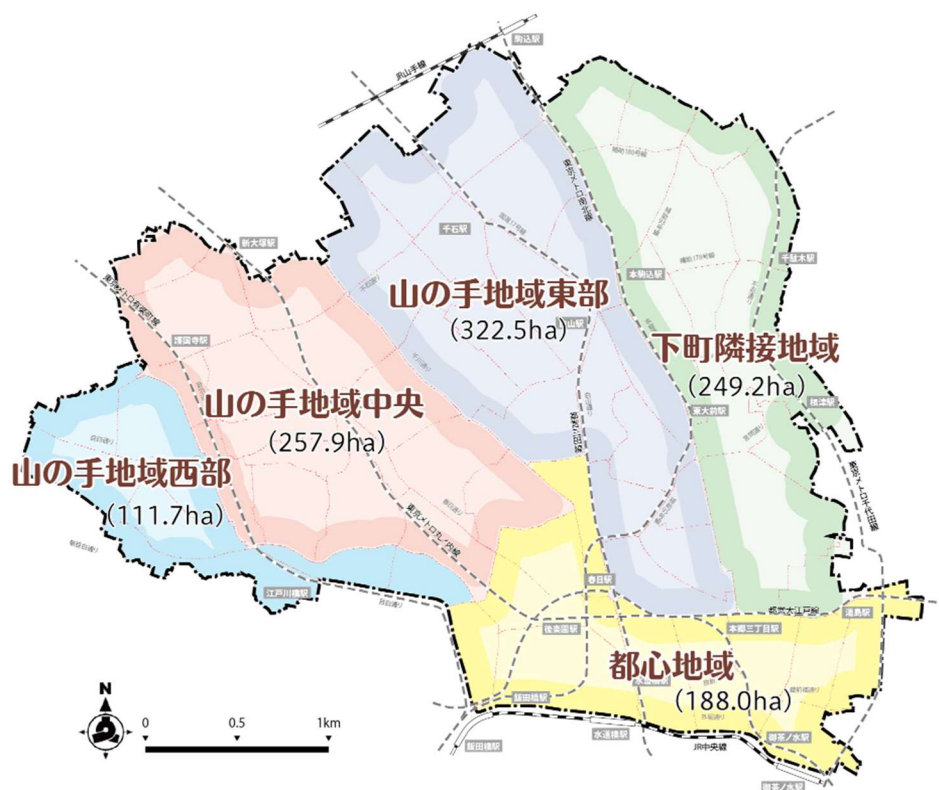


図 重点整備地区（5地区）

2 地区別計画の位置づけ

地区別計画とは、バリアフリー化のために実施する事業（特定事業）の事業計画（特定事業計画）を重点整備地区別に取りまとめたものです。

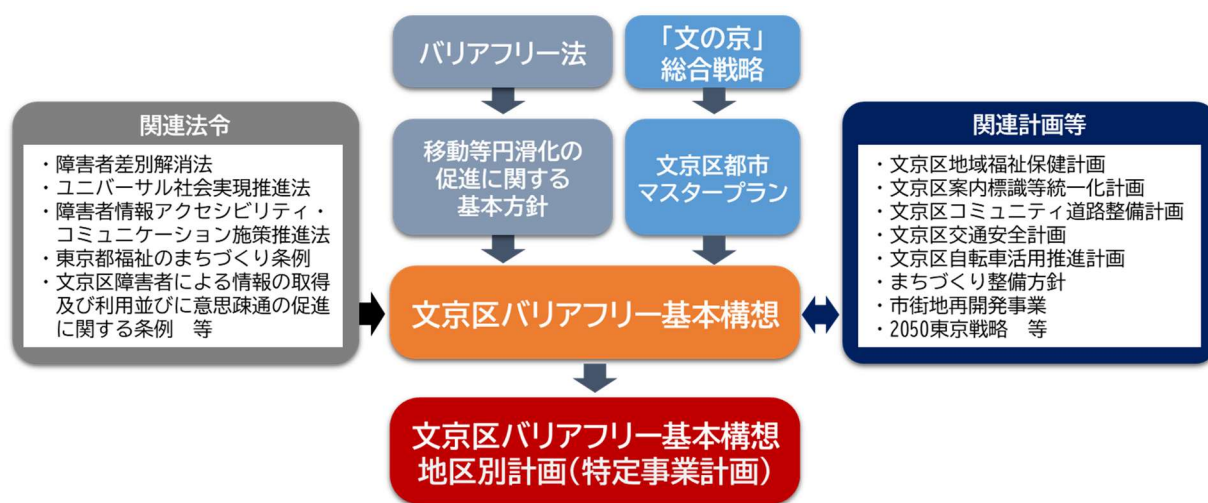


図 地区別計画の位置づけ

特定事業とは、生活関連施設・生活関連経路、特定車両等のバリアフリー化を具体化するためのもので、バリアフリー法に基づき公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業、教育啓発特定事業などがあります。特定事業を定めた施設設置管理者等には、特定事業計画の作成と、これに基づく事業の実施義務が課せられます。

今年度は、施設設置管理者等にご協力いただき、文京区バリアフリー基本構想で定めた移動等円滑化に関する事項やバリアフリーに関するアンケート調査、地域懇談会、まち歩きワークショップ等から抽出した課題や区民意見等、移動等円滑化基準への適合状況を踏まえ、施設の実状にあわせて各事業者が実施可能な事業を特定事業として設定いただきます。

3 地区別計画の検討体制

地区別計画は、文京区バリアフリー基本構想の内容を踏まえ、原則として特定事業を設定する関係事業者との調整により改定するものですが、改定にあたっては、学識経験者・障害者・高齢者・その他区民・施設管理者・事業者・関係行政機関等で組織する「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」と、庁内関係者で組織する「推進委員会」が連携して検討を行います。

また、区民等の参加による重点整備地区別のまち歩きワークショップの結果を踏まえ、より具体的な課題を踏まえた特定事業が設定されるよう調整を図ります。

本計画に基づき事業を推進し、重点整備地区におけるバリアフリー化の促進を目指します。

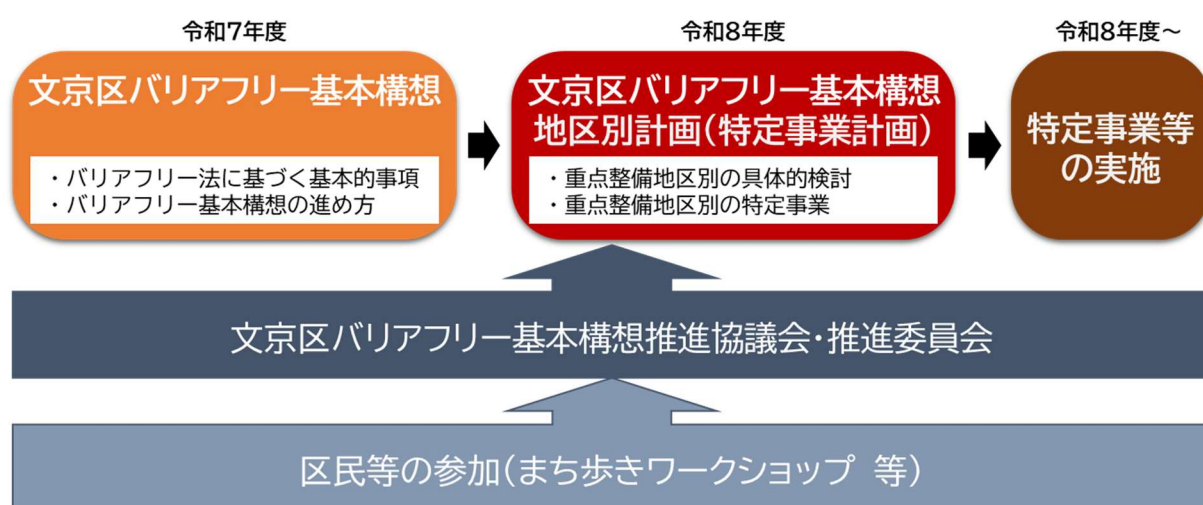


図 地区別計画の検討体制

4 今年度の検討スケジュール（予定）

